

○輪之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

平成18年6月14日

告示第35号

改正 平成20年4月1日告示第31号

平成21年4月15日告示第39号

平成22年3月26日告示第21号

平成25年5月28日告示第21号

平成29年7月20日告示第33号

令和2年4月20日告示第26号

令和4年11月9日告示第76号

令和4年12月23日告示第83号

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、輪之内町内に存する木造住宅の耐震化促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、輪之内町補助金等交付規則(平成20年輪之内町規則第20号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 1戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。)のうち木造軸組工法、枠組壁工法又は伝統工法によるものをいう。
- (2) 耐震補強工事 木造住宅の耐震性向上を目的とした補強工事をいう。
- (3) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱に基づき、県が主催又は指定する相談士養成講習を終了した者の中から知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- (4) 木造住宅除却工事 倒壊する可能性があるとして診断された木造住宅の除却工事をいう。

(補助金交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は次に定める事業とする。ただし、岐阜県及び輪之内町が行

う他の補助金、資金貸付利子補給金等(岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォーム利子補給金を除く)を受けている事業を除くものとする。

(1) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事

ア 木造住宅の所有者等が実施する耐震補強工事(増築及び改修を伴うものを含む。)であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。

ウ 一般財団法人日本建築防火協会又は一般社団法人岐阜県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」(以下「建防協マニュアル」という。)に関する講習を受講し修了証の交付を受けている相談士が、建防協マニュアルに定める診断法に基づき耐震補強に関する設計及び工事監理を実施する耐震補強工事であること。

エ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 前記ウに該当する相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、補強後の評点が1.0以上となる耐震補強工事であること。

(イ) (ア)に定める耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、補強後の評点が0.7以上となる耐震補強工事であること。

オ 前記エ(イ)の場合は、耐震補強工事に併せて地震時に転倒のおそれのある家具等について転倒防止対策を実施すること。

(2) 木造住宅に係る住宅除却工事

ア 木造住宅の所有者等が実施する除却工事であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。

ウ 前項第1号ウに該当する相談士が建防協マニュアルに基づき実施する木造住宅耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅を全て除却する工事であること。

エ 現に居住している一戸建て住宅であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は次に定めるとおりとする。

(1) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事

ア 事業に要する費用は、1戸当たり120万円を限度とし、耐震補強に関する設計費用及び工事監理費用を含むものとする。

イ 補助金の額は、事業に要する費用の2分の1以内の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額の合計額とする。

(2) 木造住宅に係る住宅除却工事

ア 事業に要する費用は、一戸当たり364万4,000円を限度とし、住宅除去に関する設計費用及び工事監理費用を含むものとする。

イ 補助金の額は、事業に要する費用に0.23を乗じて得た額の2分の1以内の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 第1項第1号の規定による事業については、社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合に限り、次に定める額を上乗せする。

(1) 第3条第1項第1号エ(ア)の工事にあつては事業に要する費用の1000分の115の額又は41万9,000円のいずれか低い額以内。この場合において、事業に要する費用については第1項第1号アに定める限度を適用しない。

(2) 第3条第1項第1号エ(イ)の工事にあつては事業に要する費用の1000分の115の額又は24万円のいずれか低い額以内。この場合において、事業に要する費用については第1項第1号アに定める限度を適用しない。

3 第1項第1号イの補助金の交付に当たっては、あらかじめ租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いて交付するものとする。

4 第1項第2号の規定による事業については、社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合に限り、次に定める額を上乗せする。

(1) 第3条第1項第2号の工事にあつては事業に要する費用の1000分の115の額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)又は41万9,000円のいずれか低い額以内

(実施計画書及び承諾書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震化促進事業に着手する前に、耐震化促進事業実施計画書(第1号様式又は第1号の2様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の計画書が本要綱に適合していると認めた場合は、耐震化促進事業実施承

諾書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(実施計画の変更等)

第6条 前条第2項の規定による承諾書の交付を受けた者(以下「補助対象者」という。)が計画書の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに耐震化促進事業実施計画変更・中止届出書(第3号様式)を町長に提出し、その承諾を得なければならない。

(完了報告及び補助金交付申請書)

第7条 補助対象者は、木造住宅耐震化促進事業が完了したときは、速やかに耐震化促進事業完了報告書(第4号様式又は第4号の2様式)及び耐震化促進事業費補助金交付申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第8条 町長は、前条の規定による報告書及び申請書の提出があったときは、速やかに審査し、補助金の交付を適当と認めたときは耐震化促進事業費補助金交付決定通知書(第6号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定通知後、耐震化促進事業費補助金請求書(第7号様式)による請求に基づき、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 輪之内町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱(平成14年輪之内町告示第39号)は、廃止する。

附 則(平成20年告示第31号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第39号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年告示第21号)抄

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第21号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年告示第33号)

この告示は、公布の日から施行し、平成29年度補助金から適用する。

附 則(令和2年告示第26号)

この告示は、公布の日から施行し、令和2年度補助金から適用する。

附 則(令和4年告示第76号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年度補助金から適用する。

附 則(令和4年告示第83号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年度補助金から適用する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

輪之内町長

様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

耐震化促進事業実施計画書(耐震補強工事)

私は、木造住宅耐震化促進事業を実施するにあたり、補助金の交付を受けたいので、輪之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり実施計画を提出します。

1 住宅の所在地	輪之内町
2 建築年月日	年 月 日
3 延床面積	m ²
4 住宅部分の床面積	m ²
5 設計者・工事監理者	【ア 資格】 ()建築士()登録 第 号 岐阜県木造住宅耐震相談士 登録 第 号 【イ 氏名】 【ウ 建築士事務所名】 ()建築士事務所()知事登録 第 号 【エ 電話番号】
6 耐震補強後の結果	
7 耐震補強前の結果	
8 実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
9 添付資料	① 耐震補強工事前後の「耐震診断結果報告書」の写し(耐震判定書を含む。) ② 設計者・工事監理者の「資格者証」の写し(建築士法第24条の5書面含む。) ③ 耐震補強工事の内容がわかる図面 ④ 耐震補強工事費の「内訳書」の写し (工事種別ごとに出来るだけ細かく表現し、一式計上は極力避けること。) ⑤ 世帯要件の確認書(年金受給者証、健康保険証、運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証の写し等) ⑥ 家族構成報告書(別紙) ⑦ 家具の転倒防止対策に関する実施計画説明書(様式任意) ⑧ 所有者のわかるものの写し(納税義務者証明書等) ⑨ 建築時期のわかるものの写し(建築確認通知書、登記済証等) ⑩ その他必要と認める書類

注1 不要な箇所は、=で抹消すること。

注2 添付資料⑤～⑦は木造住宅の補強後評点0.7～1.0の場合。また、⑤は昭和45年12月31日以前着工又は多雪区域内に存する住宅の場合添付を要しない。

注3 添付資料⑧・⑨は輪之内町の耐震診断費補助事業又は木造住宅無料耐震診断事業を利用して診断を実施している場合、添付を要しない。

別紙

家族構成報告書

1 申請者	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障がいの内容	
2 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障がいの内容	
3 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障がいの内容	
4 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障がいの内容	
5 同居家族	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	障がいの内容	

※障がい者の要件に該当する場合、〈障がいの内容〉に次のいずれかを記入して下さい。
「身体障害者手帳(視覚又は肢体不自由で1級又は2級)」 「療育手帳(最重度又は重度)」
「精神障害者保健福祉手帳(1級)」 「要介護認定」

この住宅に居住するものは上記のとおり相違ありません。

申請者名 _____

第1号の2様式(第5条関係)

年 月 日

輪之内町長

様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

耐震化促進事業実施計画書(住宅除却工事)

私は、木造住宅耐震化促進事業を実施するにあたり、補助金の交付を受けたいので、輪之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり実施計画を提出します。

1 住宅の所在地	輪之内町
2 建築年月日	年 月 日
3 延床面積	m ² (1階: m ² 、2階: m ²)
4 住宅部分の床面積	m ²
5 除却工事業者	会社名: 代表者: TEL 所在地: 〒 (-) <input type="checkbox"/> 建築業の場合 (-) 第 号 業種: 建築工事業 ・ 土木工事業 ・ とび土工事業 <input type="checkbox"/> 解体工事業の場合 解体工事業登録 知事第 号
6 耐震診断の結果	実施時期: 年度 総合判定値:
7 工事費予定額	見積金額: 円 (対象金額: 円)
8 実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
9 添付資料	① 「耐震診断結果報告書」の写し(耐震判定書を含む。) ② 除却耐事業費の見積書の写し なお、工作物除却等の対象外工事費を併せて行う場合、木造住宅除却に要する部分の内訳 ③ 工事前の写真 ④ 位置図 ⑤ 建替える住宅の建築確認通知書の写し ⑥ 所有者のわかるものの写し(納税義務者証明書等) ⑦ 建築時期のわかるものの写し(建築確認通知書、登記済証等) ⑧ その他必要と認める書類

注1 不要な箇所は、=で抹消すること。

注2 添付資料①・⑥・⑦は輪之内町の耐震診断費補助事業又は木造住宅無料耐震診断事業を利用して診断を実施している場合、添付を要しない。

第2号様式(第5条関係)

(新)

第 号
年 月 日

様

輪之内町長

印

耐震化促進事業実施承諾書

年 月 日付けにて提出のありました下記住宅に関する耐震化促進事業実施計画(耐震診断事業、耐震補強工事、住宅除却工事)を調査しましたところ適当と認められますので、輪之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 その他 実施計画書記載のとおり

第3号様式(第6条関係)

(新)

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

耐震化促進事業実施計画変更・中止届出書

年 月 日付けで承諾されました耐震化促進事業実施計画(耐震診断事業、耐震補強工事、住宅除却工事)について下記事項を変更・中止しますので、輪之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

記

実施計画承諾番号	承諾番号		年 月 日	年 月 日
住宅の所在地				
住宅の種類	専用住宅・()併用住宅・共同住宅・長屋住宅			
建設年月日				
変更事項				

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

輸之内町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

耐震化促進事業完了報告書
(耐震補強工事)

耐震化促進事業が完了しましたので、輸之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

実施計画承諾番号	承諾番号		年月日	年 月 日
住宅の所在地				
耐震診断の結果	建物 評点		最も評定の低 かった項目	
補強計画の作成・工事監理を実施した岐阜県木造住宅耐震相談士	登録 番号		氏 名	
建 物 評 点	耐震診断結果 耐震補強工事後の建物評点			
耐震補強工事实施時期	年 月 日～ 年 月 日			
添 付 資 料	①岐阜県木造住宅耐震相談士による「報告書」の写し ②「領収証」の写し ③耐震補強工事の完了写真			

第4号の2様式(第7条関係)

年 月 日

輸之内町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

耐震化促進事業完了報告書
(住宅除却工事)

耐震化促進事業が完了しましたので、輸之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

実施計画承諾番号	承諾番号		年月日	年 月 日
住宅の所在地				
完了年月日	年 月 日			
除却工事事業者	会社名： 代表者： TEL 所在地：〒（ - ） <input type="checkbox"/> 建築業の場合（ - ）第 号 業種： 建築工事業 ・ 土木工事業 ・ とび土工事業 <input type="checkbox"/> 解体工事業の場合 解体工事業登録 知事第 号			
除却工事実施時期	年 月 日～ 年 月 日			
添付資料	① 除却に要する費用の領収書（請求書）の写し ② 工事内訳明細書（除却工事とその他の部分を分けたもの） ③ 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの） ④ その他町長が必要と認める書類			

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

耐震化促進事業費補助金交付申請書

下記の木造住宅について、耐震化促進事業を実施しましたので、輪之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 住宅の所在地
- 3 実施計画承諾番号 第 号 年 月 日
- 4 添付書類 耐震化促進事業実施承諾書(写し)、耐震化促進事業完了報告書

第6号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

輪之内町長



耐震化促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記住宅に関する耐震化促進事業費の補助については、輪之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 住宅の所在地

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



耐震化促進事業費補助金請求書

輪之内町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付申請をします。

記

1 請 求 額 金 円

2 補助金の受取方法(口座振込)

振込先金融機関名			
口 座 種 別	普通・当座	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義 人			

第1号様式(第5条関係)

第1号の2様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

第3号様式(第6条関係)

第4号様式(第7条関係)

第4号の2様式(第7条関係)

第5号様式(第7条関係)

第6号様式(第8条関係)

第7号様式(第9条関係)